

資料4-3

# 「新しい競争ルールの在り方」 に関する意見

平成19年5月11日

社団法人 テレコムサービス協会

# はじめに. 社団法人テレコムサービス協会について

## ○沿革

平成6年に、(社)特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、(社)日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。

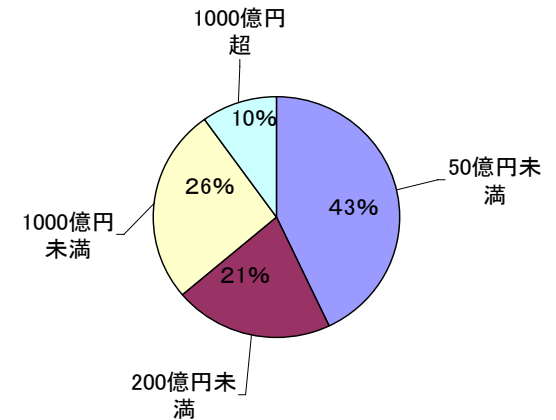
## ○事業目的と主な活動

- ・目的：電気通信・情報通信関連事業の競争市場における健全な発展を図り、事業全体の発展に寄与し、国民利益の増進と公共の福祉に資することを目的。
- ・主な活動：①多様なネットワークサービス事業の創設 ②健全な競争市場の発展 ③安全・安心なネットワーク社会の実現

## ○会員

- ・全国11支部に301会員が加盟(平成19年2月26日現在)
- ・会員企業の概要：旧第二種電気通信事業者が中心

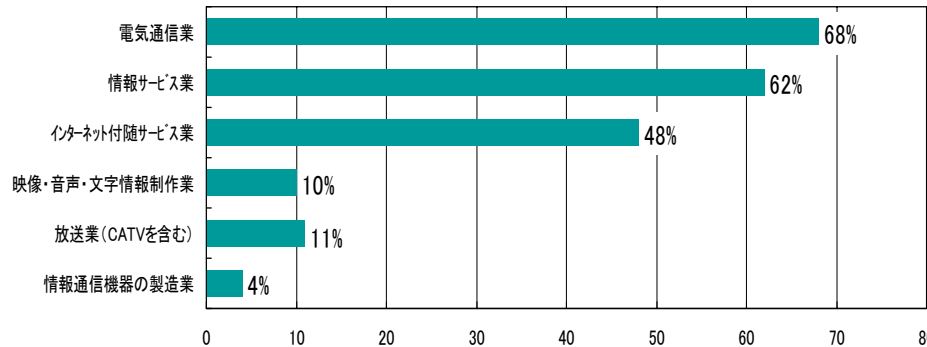
◆年間売上高規模(129社)



平成18年度「事業実態調査」

(295社中133社からの回答による)

◆営む事業内容(133社、複数回答、5%未満略)



# はじめに. 意見の基本的スタンスについて

## 二種事業者の事業変遷

年代	主なサービス
1980 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パケット交換/FRサービス</li> <li>・PC通信サービス</li> <li>・企業内電話サービス</li> <li>・FAX蓄積交換サービス</li> </ul>
1990 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VANサービス</li> <li>・ISP事業</li> <li>・電子認証</li> <li>・異名義割引サービス</li> </ul>
2000 ↓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターサービス</li> <li>・Eコマース</li> <li>・IP電話サービス</li> <li>・MVNO</li> <li>・Web2.0型サービス</li> </ul>

■第二種電気通信事業者は、歴史的に電気通信技術の発達に合わせた「サービスの創造」によって、市場の発展に貢献し、自らの存立基盤を確立



■次世代ネットワークやFMCなどのサービス統合が進展する中、公正な競争環境の下、さらに新しいサービス創造をはかり、ユーザーの利便性向上と市場の発展に寄与していくことが役割



■以上のような背景から、主にサービス制御を含む上位レイヤーの提供事業者として「サービス競争」の側面からの意見を述べさせていただきます

### 内容

1. 制度見直しに向けた基本的方向について
2. 市場画定の在り方について
3. 市場支配力の認定について
4. 指定電気通信設備制度に基づく規制の在り方について
5. まとめ

# 1. 意見：制度見直しに向けた基本的方向について

## 【市場構造の変化】

- MVNO等による水平分業型市場への動き
- NGN等による垂直統合型市場への動き
- 放送のデジタル化に伴う通信・放送の融合・連携への動き

## 【技術の変化】

- IP化による標準化の進展
- 電気通信設備のソフトウェア化

## 【競争環境の変化(例)】

- 上位レイヤーへの相対的価値移動  
→垂直統合型の競争優位を目指すことに一定の合理性が存在する
- ネットワークやサービスの統合化・融合化が進展  
→利用者へのワンウィンドウ主権競争が活発化
- 端末メーカー、OSメーカー、コンテンツ所有者などの**非電気通信事業者の直接的あるいは支配的事業者との提携等による、新しい市場競争**が増加する

## 市場拡大

- ネットワーク融合  
FMC
- ↓
- サービス融合  
ポータル、プレゼンス、ASP
- ↓
- ソリューション融合  
検索、コマース、金融・決裁

## 競争環境

- 垂直／水平のサービス統合により、バンドルサービスやセットサービスなどを含む多様な市場モデルが登場する
- 市場創成期特有の、試行とスピードが新しい時代の市場を創り上げていく環境にある

## 意見

- 垂直／水平のサービス統合環境下における公正な競争ルール確立のため、**制度の再設計が必要である**
- 上位レイヤー事業者や市場に参画している非電気通信事業者からの意見聴取をおこなう制度を整備するなど、**幅広い視点から競争ルールへの適切なフィードバックが行われる**循環的で柔軟な制度の設計・運用が必要である

## 2. 意見：市場画定の在り方について

■垂直／水平のサービス統合により多様な市場モデルが登場し、利用者側から供給者側の構造的差異を認識することが一層困難となる

### 競争環境

■起こりうる不公正競争の要因は、単一の市場領域から複数市場をまたぐ領域へ、さらに電気通信事業の領域から非電気通信事業の領域を含む、複数の市場にまたがる構造に変化する

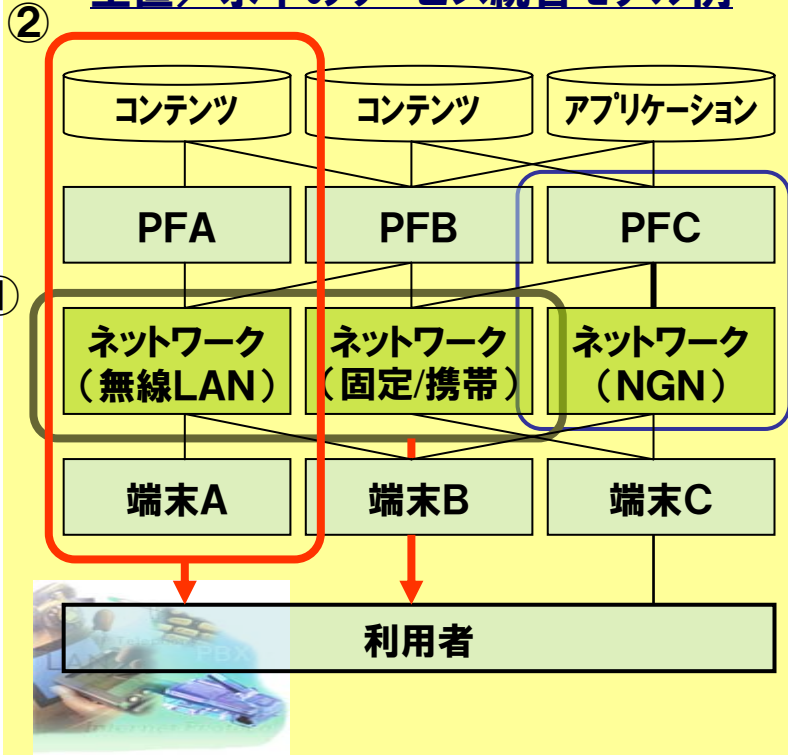
■例えば、固定/移動が一体となった「FMC(左図例①)」や複数の垂直レイヤーを統合した「垂直一体型サービス(同②)」などの提供が想定される

### 意見

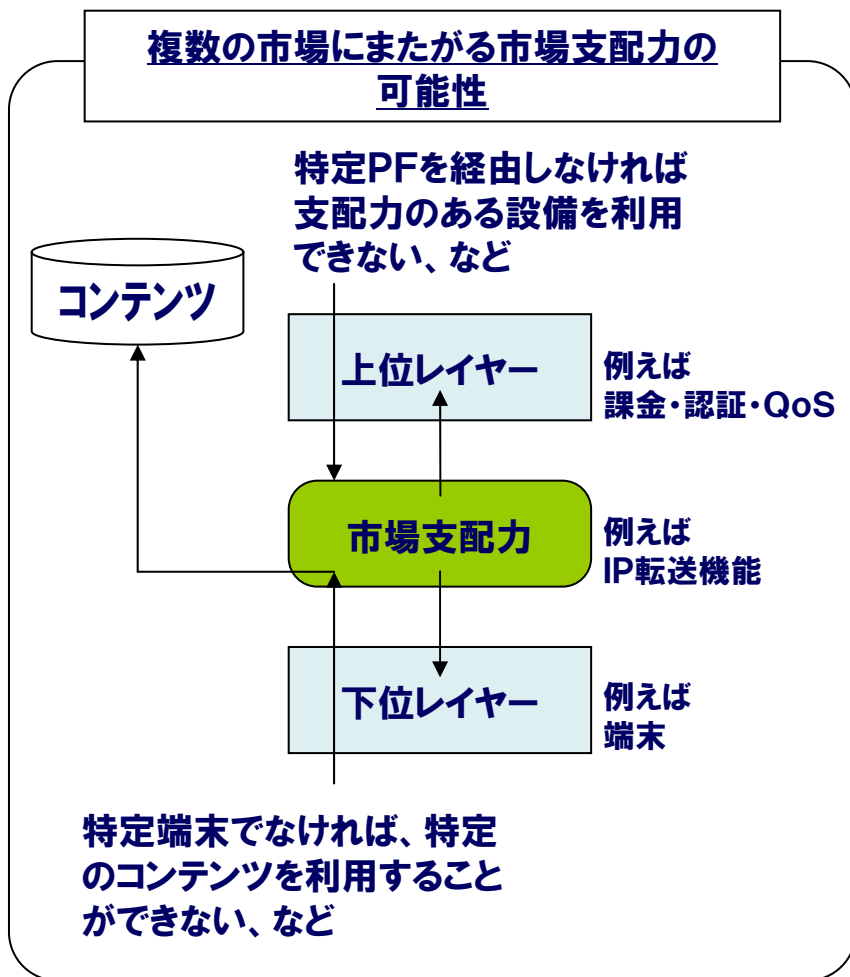
■予見しうる可能性の下で市場画定を行う現行制度は、現に事前規制の有効性が機能していることからみて、維持されるべきである

■今後の公正競争確保には、垂直型NGNサービスモデルやFMCなどの新しい統合型サービスにおける市場画定が不可欠であり、そのためには上位レイヤー事業者や市場に参加している非電気通信事業者からの意見を聴取する制度を整備するなど、具体的競争事案を活用した市場画定の方式を検討すべきである

### 垂直／水平のサービス統合モデル例



### 3. 意見：市場支配力の認定について



■垂直／水平のサービス統合により、関連市場は拡大し市場支配力の行使・認定は、より複雑化する

#### 競争環境

■特定市場の支配力を梃子とする垂直／水平方向への複数の市場にまたがる市場支配力行使の可能性が増大する

■例えば、IP転送機能において支配力を持つ事業者が、上位／下位に位置するグループ内事業者と他事業者と異なる条件を提示しうる可能性や、IP転送機能とバンドル化した放送系サービスを支配力のある事業者の非電気通信子会社サービスとして提供する可能性も想定される

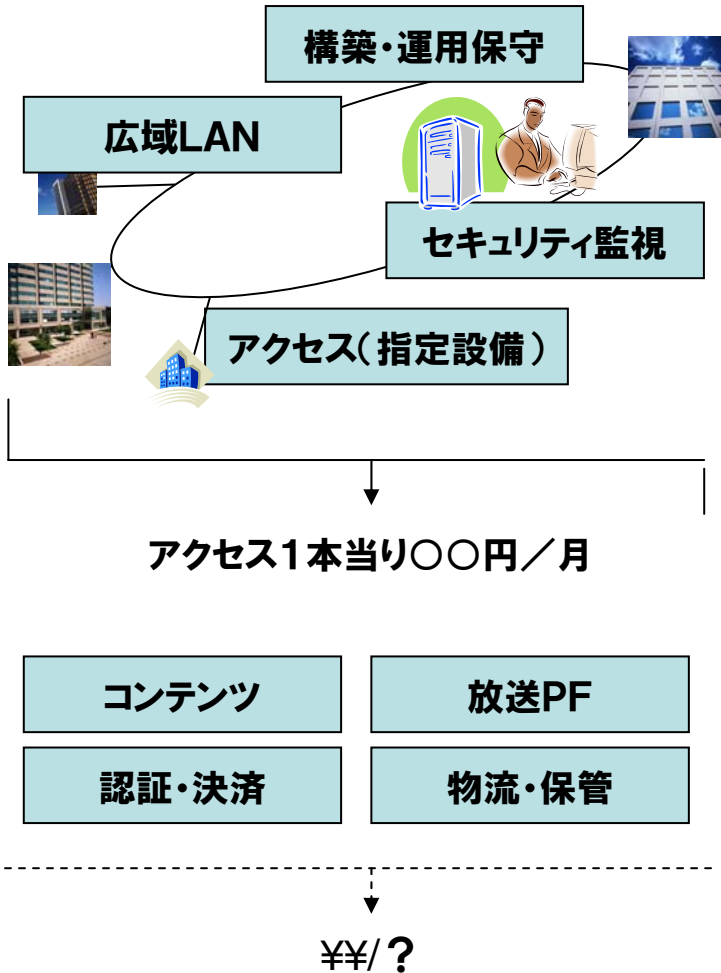
#### 意見

■ボトルネック性や市場シェアに着目した現行認定基準による認定は、現に事前規制の有効性が機能していることからみて、維持されるべきである

■紛争処理機能や非電気通信事業者への意見聴取制度等による具体的事案の活用や独占禁止法における評価手法を活用し、**複数の市場にまたがる市場支配力を認定する新しい基準を整備**するべきである

■次世代ネットワークにおいては、上位レイヤーサービスの提供に関わる公正競争要件として、**IP転送機能に係わるグループ内事業者と他競争事業者との利用条件の同等性**を確保すべきである

## 4. 意見：指定電気通信設備制度に基づく規制の在り方について



■複数の市場にまたがる市場構造下における不公正競争の要因は、設備のボトルネック性や寡占的なシェアによってもたらされる以上の、構造的複雑さを持つ

### 競争環境

■次世代ネットワークのオープン性を確保は、複数の市場にまたがる市場支配力行使の可能性を低下させ公正な競争ルールの整備と市場の発展に寄与する

■例えば、指定電気通信設備とセキュリティ監視などの付加的サービスを「アクセス一本あたり料金」として提供することや、サービス制御機能と一体化した放送型サービスを「定額料金」として提供する場合などにおいて、オープン性の確保は上位/下位への条件の同等性とアンバンドル化を促進し、公正な競争環境の整備に貢献すると考えられる

### 意見

■認証・課金、QoS制御、セッション制御等のサービス制御機能も電気通信設備であると定義すべきである

■指定電気通信設備は、接続条件に加え、上位/下位レイヤーへの提供条件の同等性が確保されるべきである

■ドミナント事業者による相対取引が規制の有効性を低下させていくことを防止するため、公正な競争ルールおよび透明性の確保を担保するモニタリング制度等の仕組みを検討するべきである

## 5. まとめ

(制度見直しに向けた基本的な方向について)

創成期特有の試行とスピードが新しい市場を創り上げていく環境の下、垂直／水平のサービス統合下における公正な競争ルール確保のための制度再設計が必要であると考えます。変化を続ける市場モデルに的確に対応するためには、幅広い視点からのフィードバックが適切に行えるような、循環型で柔軟な制度の設計・運用が重要と考えます。

(市場画定の在り方について)

起こりうる不公正競争の要因は、単一の市場領域から複数市場をまたぐ領域へ、さらに電気通信事業の領域から非電気通信事業の領域を含む、複数の市場にまたがる構造に変化するものと考えられます。例えば、固定/移動が一体となった「FMC」や複数の垂直レイヤーを統合した「垂直一体型サービス」などの提供が予想される中、新しい統合型サービスにおける市場画定は不可欠であり、そのためには上位レイヤー事業者や市場に参加している非電気通信事業者からの意見を聴取する制度を整備するなど、具体的競争事案を活用した市場画定の手法を検討すべきであると考えます。

(市場支配力の認定について)

垂直／水平のサービス統合により、関連市場は拡大し、市場支配力の行使・認定はより複雑化するものと考えます。特定市場の支配力を梃子とする垂直／水平方向への複数の市場にまたがる支配力行使の可能性も増大していくと考えます。例えば、IP転送機能において支配力を持つ事業者が、上位／下位に位置するグループ内事業者と他事業者異なる条件を提示しうる可能性や、IP転送機能とバンドル化した放送系サービスを支配力のある事業者の非電気通信子会社サービスとして提供する可能性なども例として想定しうる考えます。このような中、市場支配力の認定に関しては紛争処理機能や非電気通信事業者への意見聴取制度等による具体的事案や、独占禁止法における評価手法等を活用し、複数の市場にまたがる市場支配力を認定する新しい基準を整備すべきであると考えます。特に、次世代ネットワークにおいては、上位レイヤーサービスの提供に関わる公正競争要件として、IP転送機能に係わるグループ内事業者と他競争事業者との利用条件の同等性を確保することが不可欠と考えます。

(指定電気通信設備制度に基づく規制の在り方について)

以上のような環境のもと、次世代ネットワークのオープン性を確保は、複数の市場にまたがる市場支配力行使の可能性を低下させ、公正な競争ルールの整備と市場の発展に寄与すると考えます。例えば、指定設備とセキュリティ監視などの付加的サービスを「アクセス一本あたり料金」として提供することや、サービス制御機能と一体化した放送型サービスを「定額料金」で提供することなどが生じた場合などにおいても、オープン性の確保は上位/下位への条件の同等性とアンバンドル化を促進し、公正な競争環境の整備に貢献するものと考えます。

以上のような観点から、次世代ネットワークにおいては、認証・課金、QoS制御、セッション制御等のサービス制御機能も電気通信設備であると定義すべきであり、同時に、指定電気通信設備は提供条件の同等性が、上位／下位レイヤーへも確保されるものであると定義されることが不可欠であると考えます。また、競争環境が複雑に変化していく過程において、ドミナント事業者による相対取引が規制の有効性を低下させることを防止するために、公正な競争ルールおよび透明性の確保を担保するモニタリング制度等の仕組みを整備することも重要であると考えます。